



第5章 計画の推進体制

- 1 計画の管理方法
- 2 計画の評価方法



あらかわ伝統工芸ギャラリー
(荒川区伝統工芸技術保存会の皆さん)



あらかわ学校職人教室

第5章 計画の推進体制

1 計画の管理方法

荒川区では、区長を本部長とする「生涯学習本部」を設置し、子育て、教育、福祉、健康、防災、産業、まちづくり等、行政のあらゆる分野が一丸となって生涯学習を推進していきます。

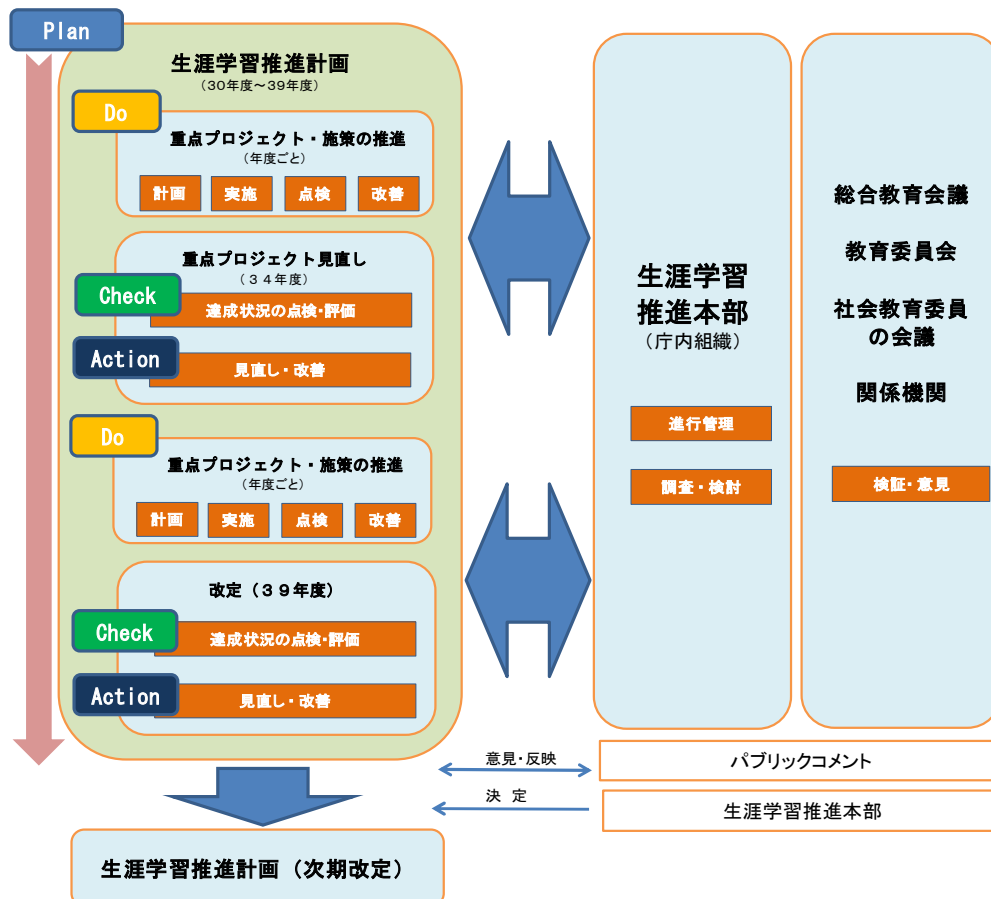
本計画に掲載した施策は、計画「Plan」、実行「Do」、点検・評価「Check」、見直し・改善「Action」のサイクルで着実に管理し推進します。

点検・評価の実施については、新公会計制度と連携した区の行政評価を活用することとします。

前期5年目には、施策の達成状況を点検・評価した上で、重点プロジェクト等の見直しを行います。

計画最終年度には、後期5年間の達成状況を点検・評価して、計画の見直し改定を行います。

生涯学習推進計画の管理方法



2 計画の評価方法

① 区における評価

- 本計画に掲載した取組や事業については、荒川区生涯学習推進本部事務局である生涯学習課が、区が全庁的に実施している「あらかわ区政経営戦略プラン」や「行政評価システム」を用いて、進捗状況の確認を行います。また、必要に応じて事業の所管課に対して、進捗状況の調査を行います。
- 荒川区生涯学習推進本部及び総合教育会議は、毎年、本計画に掲載した施策及び取組について、評価を行います。
また、必要に応じて調査・検討を行うことで、生涯学習に関する施策を全庁的に一体となって推進します。

② 学識経験者等による評価

- 本計画に掲載した施策等の進捗状況については、毎年、教育委員会及び社会教育委員の会議への報告に加え、学識経験者による専門的な視点からの点検と評価、さらに地域団体の代表者等に積極的に関わっていただいで評価作業を行います。
また、必要に応じ、荒川区自治総合研究所をはじめとする関係機関に情報提供を行い、意見を聴取することとします。

③ 評価の反映

- 上記のような手順を経て得られた評価については、生涯学習推進本部などを通じて全庁的に共有するとともに、区政世論調査や利用者アンケート、関係する区民・団体へのヒアリング等を踏まえたうえで、所管課において改善や充実策を検討し、施策の見直しや予算編成等に反映していきます。

